

認可外保育施設等 (※1)

◆ 保育の必要性が認定された、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもで保育所等 (※2) を利用していない場合、利用料が月額 37,000 円まで無償化

★ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの町民税非課税世帯の子どもは、月額 42,000 円まで利用料が無償化

※1 届出済認可外保育施設 (ベビーシッターを含む)、東京都認証保育所、病児病後児保育、認可外の事業所内保育所、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業等

※2 認可保育所等、一定基準 (平日 8 時間かつ年間 200 日) 以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園、企業主導型保育事業

※利用料 (保育料) の無償化には、「施設等利用給付認定申請書 (新2・3号)」を提出し、認定を受ける必要があります。

障害児通園施設等 (※1)

◆ 3歳児クラスから5歳児クラス (※2) の子どもの利用料を無償化

★幼稚園、認定こども園、認可保育所等と併用する場合も無償化の対象となります。

※1 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※2 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。

【無償化確認表】

クラス年齢	施設 認可 保育所等	施設型給付幼稚園 ・認定こども園		私学助成幼稚園		認可外 保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	○	○	○ (※) (上限 11,300 円)	○ (上限 25,700 円)	○ (※) (上限 11,300 円)	○ (※) (上限 37,000 円)
満3歳児クラス (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)		○	×	○ (上限 25,700 円)	×	
町民税非課税世帯の 満3歳児クラス (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)		○	○ (※) (上限 16,300 円)	○ (上限 25,700 円)	○ (※) (上限 16,300 円)	
町民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	○	※ 無償化にあたり保育の必要性の認定が必要				○ (※) (上限 42,000 円)

令和元年 10 月 1 日～ 幼児教育・保育の無償化



日の出町
ひのでちゃん

幼稚園・保育所等を利用する
3～5歳児クラス等の
子どもの利用料が無償化されます。



日の出町
ひのでちゃん

幼稚園、認定こども園、認可保育所等

◆ 3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの利用料が無償化

◆ 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもは、町民税非課税世帯が無償化

★私学助成幼稚園については、月額 25,700 円まで無償となります。

★無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。
幼稚園の教育部分については、満3歳から無償化の対象となります。

★無償化に伴い、給食費の費用は実費負担となります。

年収 360 万円未満相当世帯の子どもと第3子 (※) の子どもについては、給食費の費用が免除されます。

※ 幼稚園・認定こども園 (教育利用) は小学校3年生、認可保育所・認定こども園 (保育利用) は就学前児童から数えて第3子以降の子ども

※私学助成幼稚園に通われている方は、「施設等利用給付認定申請書 (新1号)」を提出し、認定を受ける必要があります。

幼稚園の預かり保育

◆ 保育の必要性が認定された、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額 11,300 円まで無償化

★利用日数に応じて1日あたり上限 450 円、月額 11,300 円までを上限として無償化

★満3歳 (3歳になった日から次の3月31日まで) の町民税非課税世帯は、利用日数に応じて1日あたり上限 450 円、月額 16,300 円までを上限として無償化

※預かり保育の利用料の無償化には「施設等利用給付認定申請書 (新2・3号)」を提出し、認定を受ける必要があります。